



2025 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ROBOT PAYMENT
代表者名 代表取締役 清久 健也
(コード：4374、東証グロース)
問合せ先 取締役 久野 聡太
(TEL. 03-5469-5787)

第 27 回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 12 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、下記の通り新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層経営や業績へのコミットメントを高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 0.3% に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。具体的には、当社は中長期的な企業価値の増大のためにバランスの良い売上高と利益の成長を目指しておりますが、II. 新株予約権の発行要項 2. 新株予約権の内容及び数 (7) 新株予約権の行使の条件に記載の通り、2025 年 12 月期の売上高及び営業利益を本新株予約権の行使条件として定めております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。なお、本新株予約権の割り当て予定先である当社の取締役及び従業員には、当社代表取締役の清久 健也氏が含まれており、本新株予約権予約権 50 個を割り当てる予定でございます。同氏は当社の支配株主に該当しますが、上記目標を達成することを目的として本新株予約権を発行いたします。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

第 27 回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の数

100 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、100 株とする。

(ただし、後記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 10,000 株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2025 年 6 月 10 日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,390 円とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2025 年 6 月 30 日から 2035 年 6 月 29 日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2025年12月期の売上高が32.5億円以上かつ2025年12月単月のリカーリング収益が2.85億円以上であり、かつ2025年12月期の営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

（a）営業利益が6.5億円以上7.0億円未満の場合 行使可能割合：50%

（b）営業利益が7.0億円以上の場合 行使可能割合：100%

なお、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新

株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（２）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（３）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記（４）に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（７）に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（５）に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
前記（８）に準じて決定する。
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個当たりの発行価額は、2,100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社Stand by Cが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

4. 新株予約権の割当日

2025年6月30日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年6月30日

6. 新株予約権の割り当てを受ける者及び数

当社取締役及び従業員 12名 100個

以 上